

# 第1編 一般対策編

## 第1章 総則

### 第1節 計画の趣旨

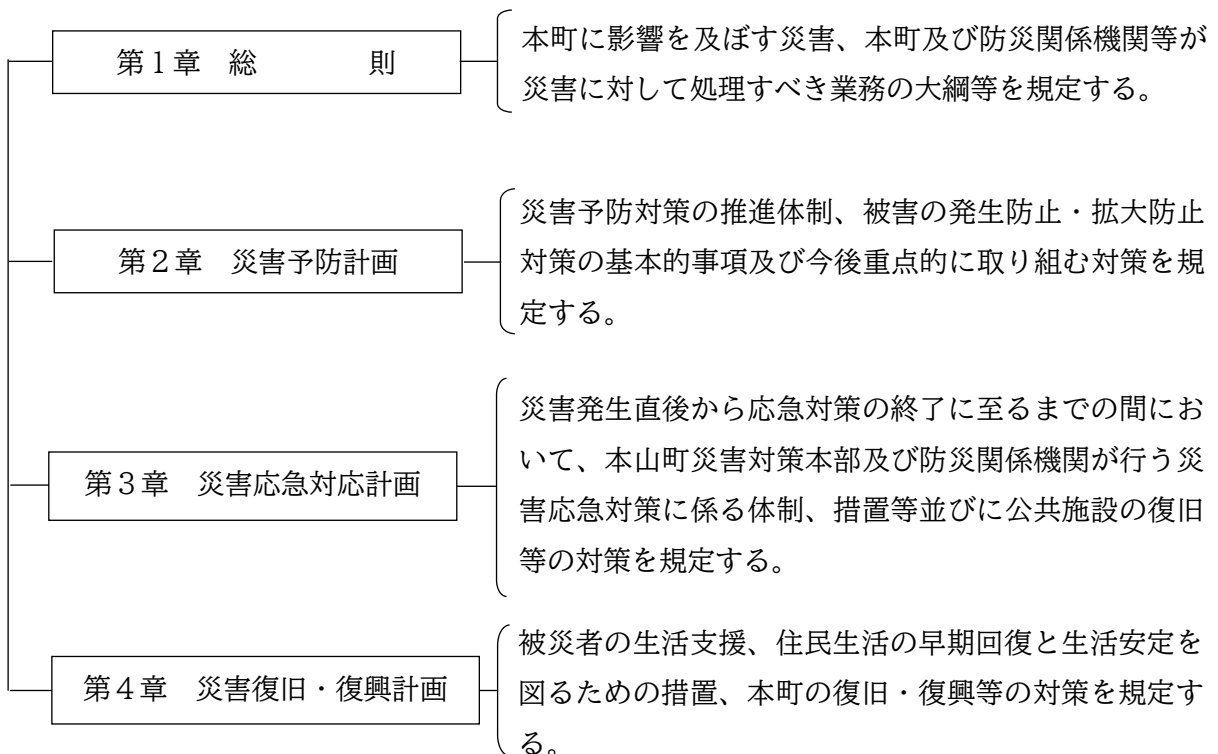
#### 1 計画の目的

本山町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定及び本山町防災基本条例に基づき、本山町（以下「本町」「町」という。）の地域が被る各種の災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するために、本町において防災上必要な諸施策の基本を、町、高知県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、防災上重点を置くべき事項の指針を示すことにより、本町の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

#### 2 計画の構成

- (1) 本計画は、一般対策編、地震災害対策編、火災及び事故災害対策編及び資料編で構成する。
- (2) 一般対策編は、風水害対策を基礎に、各編に共通する事項も記述し、本計画における基本的な計画とする。また、各編においては、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興の各段階における諸施策を具体的に記述している。

「一般対策編」の構成は、次のとおりである。



### 3 被害を最小化するために重点を置くべき事項

- (1) 本町においては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進する。
- (2) 地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、本山町防災会議の委員の任命等、防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。
- (3) 自らの命、安全、財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強いまちづくりを進める。
- (4) 新興・再興感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を進める。
- (5) 南海トラフ地震では、沿岸の市町村が甚大な津波災害を受けることが想定される。本町は内陸部にあり、津波災害を受けることがなく、これら被災した市町村を支援することが可能である。本町は、県や他市町村からの要請があれば、協議し、支援を行う。

### 4 計画の修正

本計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法第42条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加える。

### 5 細部計画の策定

本計画を具体的に実施するにあたって必要な細部計画については、本町の各対策部及び各課室並びに防災関係機関において定めるものとする。

### 6 国・県の防災計画との関係

本計画は、国の定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画及び高知県地域防災計画（以下「県計画」という。）との整合性・関連性を有するものとする。

### 7 計画の習熟

本町各対策部、各課室及び防災関係機関は、本計画の遂行にあたってそれぞれの責務が充分果たせるよう平素から研修・訓練の実施により、本計画及び本計画に関連する細部計画の習熟に努めるものとする。

また、住民への周知を図るため、広報・啓発活動に努めるものとする。

[注 記] 本計画における用語について

- 住民・・・本町に住所を有する者をいう。
- 住民等・・・上記に加え、他市町村から町に通学、通勤する者及び災害時に町域に滞在する者等も含める。
- 要配慮者・・・高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する者を

要配慮者とし、その範囲は、本町に居住し、次のいずれかに該当する者とする。ただし、家族等の支援により避難に支障がない者はこの限りでない。

- (1) 独居（ひとり暮らし）高齢者（70歳以上）、高齢者世帯（80歳以上）
- (2) 身体障害者手帳所持者
- (3) 知的障害者で養育手帳所持者
- (4) 未就学の乳幼児から小学生
- (5) 上記以外で町長等が支援の必要があると認めた者

○避難行動要支援者・・・本町において在宅生活をする者のうち、災害時に自力での避難に不安があり、地域で避難支援等の支援を必要とする者であって、下記のいずれかの項目に該当する者をいう。ただし、家族等の支援により避難に支障がない者はこの限りでない。

- (1) 介護保険法による要介護状態区分において、要介護認定3以上である者
- (2) 身体障害者手帳所持者で、その等級が1級～2級である者（心臓・じん蔵機能障がいのみは除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- (5) 町の福祉サービスを受けている難病患者
- (6) 上記以外で町長等が支援の必要があると認めた者

○防災関係機関・・・国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。

○関係機関・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関をいう。

○高知県（以下「県」という。）・・・県の部局及び出先機関、教育委員会等をいう。

○警察・・・警察法で定められた組織で、警察本部、警察署をいう。

○町・・・町の課室、議会、行政委員会、一部事務組合（消防機関を除く）をいう。

○消防機関・・・消防組織法で定められた組織で、消防本部、消防局、消防署、消防団の総称をいう。

○自衛隊・・・陸上、海上及び航空自衛隊をいう。

○ライフライン・・・電力、ガス、簡易水道、工業用水道及び通信の事業をいう。

○避難場所・・・地震などの災害から一時的に避難する場所をいう。町が指定した場所については「指定緊急避難場所」という。

○避難所・・・住民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へもどれなくなった住民等が一時的に滞在する施設をいう。町が指定した場所については「指定避難所」という。

## 第2節 本山町の特性

### 1 自然的条件

#### (1) 位置及び地勢

本町は、北緯 33 度 45 分、東経 133 度 35 分、高知市の北方約 20 km にあり、四国山脈の中央部に位置している。北は愛媛県と境し、南は南国市、香美市に連なり、西は土佐町、東は大豊町と接する。

東流して徳島県に注ぐ吉野川兩岸のわずかな沖積地のほか、町域の約 9 割が山林であり、急峻な山々は、吉野川に合流する多くの支流を生む複雑な地形を呈する峡谷を形成している。また、集落は、標高 250～740m の間に点在している。

#### (2) 気 候

本町の年平均気温は 14.2℃、年間平均降水量は 2,892.3 mm で、冬期は北西風が強く、寒気も厳しく、1～2月の頃には、ときに積雪もある。夏期は比較的涼しくしのぎやすい気候である。

### 2 社会的条件

#### (1) 人口及び世帯

国勢調査によると、人口は、昭和 40 年には 7,343 人を数えていたが、平成 12 年には 4,657 人、平成 27 年には 3,579 人、令和 2 年には 3,261 人と減少を続けている。また、高齢化率は、平成 12 年では 34.2%、平成 27 年では 42.8%、令和 2 年では 47.9% であり、少子高齢化が本町にとっての重要な課題となっている。

世帯数については、昭和 40 年に 2,022 世帯であったのが、平成 12 年で 1,910 世帯、平成 27 年には 1,698 世帯、令和 2 年には 1,504 世帯となっており、減少傾向にある。その理由としては、人口減少が続いているため、今後もこの傾向は続くものと推定される。

#### (2) 集 落

本町には 24 の集落があり、町の中心部を西から東に流れる一級河川吉野川流域と、北岸の汗見川、行川、栗の木川や南岸の檜の川、木能津川等大小の支流沿いに集落、人家が点在している。

集落を大きく区分すれば、汗見川地区、寺家・吉野地区、市街地地区、南部地区、東部地区、北山地区に分かれる。市街地地区には、町役場、教育施設、文化教養施設、商店等があり、集落の拠点をなしている。また、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知東警察署本山警察庁舎、高知県立嶺北高等学校、嶺北森林管理署、国土交通省四国山地砂防工事事務所吉野川砂防出張所、高知新聞社嶺北支局等の主要機関がある。

#### (3) 交 通

主要道路網は、一般国道 439 号を中心に県道 4 路線及び町道が連結し、また、農道、林道が開設され、各集落の中心部までの道路はほぼ整備、舗装されているが、交通量の増加や通行車両の大型化に対応するため、既設道路の改良、新規道路開設の必要性が最重要課題となってい

る。

### 3 災害の特性

#### (1) 土砂災害

吉野川流域は、御荷鉾構造線が走り、地すべり性崩壊が多い地域で、本町でも砂防指定地、地すべり防止区域の指定を受け、防災工事を実施しているが、なお危険箇所が数多くあり、台風等異常天候時には住民が自主的に避難をしている現状である。近年台風の勢力が大きくなる傾向があり、集中豪雨や局地的大雨（ゲリラ豪雨）の発生回数が増加し、記録的な降水量を経験する機会が増えることが予想される。

#### (2) 水害（ダム対応）

吉野川総合開発計画の要として昭和50年4月に管理を開始した早明浦ダムは、水道・工業・農業・発電用水として四国全土に豊かな恵みをもたらすとともに、治水ダムとして、洪水調節により、吉野川沿岸の水害防止を図っている。しかし、ダム直下の本町では、昭和50年、51年と度重なる計画最大放流量  $2,000\text{m}^3/\text{s}$  を大きく上回る放流で甚大な被害が発生し、その後繰り返される濁水の放流に悩まされている。

汗見川取水ダムは、地域住民が守り育ててきた清流に大きな影響を与えている。さらに、「緑のダム」と言われる山林が、林業の低迷に伴う整備不足で河川環境の悪化に拍車をかけている。

また、平成23年の紀伊半島大水害等では、河川を山腹崩壊で発生した土砂が堰止め、流れが変わって人家や道路を流出させた事例も見られる等、新たな水害の形態の考慮が必要である。

#### (3) 林野火災

森林率が高い本町は、林野火災発生の可能性が高く、急峻な山地での水源の確保が困難なため、大規模な火災に発展することがある。

#### (4) 突風災害予防

近年、突風による被害が全国で発生している。突風による災害は、破壊力が大きく、人命のみならず住宅、交通機関等へ局地的に甚大な被害をもたらす場合がある。

(5) 過去の災害履歴

発生時期	発生要因	災害の概要
昭和43年	台風10号	集中豪雨のため、農業用施設等に甚大な被害が発生
昭和45年	台風10号	家屋、農林、商工、公共施設等広範囲にわたり被害が発生、被害総額は約7億1,400万円
昭和51年	台風17号	町内全域で山崩れが発生 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全壊家屋 1棟</li> <li>・半壊家屋 7棟</li> <li>・床上床下浸水 21棟</li> <li>・避難世帯 178世帯</li> <li>・避難者 480人</li> </ul>
	台風17号によるダムの放流	早明浦ダムでの調節後の最大流量が計画最大流量2,000 m <sup>3</sup> /sを大きく上回り、毎秒3,500m <sup>3</sup> /Sとなって、大又地区で大災害が起こり、下流部においても増水被害が発生。被害総額は約5億7,500万円
平成26年	台風11号, 12号	台風12号の後に台風11号が襲来し、8月1日の午後から5日までの間に1,500mmの豪雨をもたらした。避難勧告を町内全域に、避難指示を町内一部に発令した。一部地区で孤立が生じた。
平成30年	平成30年7月豪雨	梅雨前線が西日本に停滞し、6月28日～7月8日に1,694.0mmの大雨となった。7月7日には24時間降水量602.0mmが観測され、大雨特別警報が発表された。 がけ崩れ等の土砂災害が発生し、町内では、半壊3戸などの被害があった。

## 第3節 本山町防災会議

### 1 設置及び所掌事務

- (1) 災害対策基本法第16条の規定に基づき、本山町防災会議を設置し、その所掌事務を定める。
- (2) 所掌事務は次のとおりである。
  - ア 本山町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
  - イ 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
  - ウ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
  - エ 前各号に掲げるほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### 2 組織及び運営

本山町防災会議の組織及び運営に関しては、本山町防災会議条例の定めるところによる。

また、男女の視点やニーズの違いを把握して、防災対策に反映していくため防災会議への女性の参画に努める。

## 第4節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、町域における防災業務の実施に関して次の責務を負う。

#### (1) 町

町は、一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、その町域にかかる防災計画を作成して防災活動を実施する。

また、本計画に、住民及び事業者から防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、本計画に、地区防災計画を定める。

#### (2) 県

県は、法令等の定めるところにより防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

特に南海トラフ地震対策の総合的な推進を図るため、全庁的な組織（高知県南海トラフ地震対策推進本部）を設置し、南海トラフ地震対策の検討や総合的な調整を行い、施策の円滑な推進を図る。

また、豪雨をはじめ暴風や高波などの対策を通年を通じて実施するため、全庁を挙げた常設の（高知県豪雨災害対策推進本部）を設置し、平時からハード・ソフト両面での豪雨対策などを部局横断的に検討、実施する。

被災により本町が応急対策の全部又は大部分を行うことが不可能になった場合は、応急措置の全部又は一部を本町に代わって行う。また、防災に関する広域的な相互支援に関する協定の締結等を進め、町域、県域を越えた広域防災支援体制を構築する。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行う。

#### (4) 自衛隊

自衛隊は、災害派遣を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### (5) 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### (6) 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るととも

に、災害時には応急措置を実施する。

## 2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### (1) 町

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>本山町</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災会議に係る事務</li> <li>(2) 本山町災害対策本部等防災対策組織の整備</li> <li>(3) 防災施設の整備</li> <li>(4) 防災に係る教育、訓練</li> <li>(5) 県及び防災関係機関との連絡調整</li> <li>(6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄</li> <li>(7) 生活必需品、食料等の備蓄</li> <li>(8) 給水体制の整備</li> <li>(9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導</li> <li>(10) 災害危険箇所の把握</li> <li>(11) 各種災害予防事業の推進</li> <li>(12) 防災教育の推進、防災知識の普及、人材育成</li> <li>(13) 水防、消防等応急対策</li> <li>(14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査</li> <li>(15) 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設</li> <li>(16) 災害時における応急教育、保健衛生</li> <li>(17) 災害広報</li> <li>(18) 被災者の救難、救助その他の保護、被災者の広域搬送</li> <li>(19) 復旧資機材の確保</li> <li>(20) 災害対策要員の確保・動員</li> <li>(21) 災害時における道路啓開、交通、緊急輸送の確保</li> <li>(22) 災害復旧・復興の実施</li> <li>(23) 防災関係機関が実施する災害対策の調整</li> <li>(24) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付等</li> <li>(25) 被災者生活再建支援制度に係る事務</li> <li>(26) 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置</li> <li>(27) 義援金品の受領、配分</li> </ul>
<p>嶺北中央病院</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療体制の整備</li> <li>(2) 救護に係る予防体制の整備</li> <li>(3) 医療品確保</li> <li>(4) 入院患者の安全対策</li> <li>(5) 被害情報収集体制整備</li> <li>(6) 避難訓練</li> <li>(7) 入院患者の避難及び治療</li> <li>(8) 医療救護所の設置</li> <li>(9) 被災者の治療</li> <li>(10) 医療品の調達</li> </ul>

(2) 消 防

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
嶺北消防本部嶺北消防署 (以下「消防本部」又は「消防署」という。)	(1) 消防力の維持・向上 (2) 町と共同での地域防災力の向上 (3) 災害情報の収集・伝達 (4) 消防活動 (5) 救助・救急活動 (6) 避難活動 (7) 行方不明者の捜索 (8) その他災害対策本部長が指示する災害応急対策
本山町消防団	(1) 団員の能力の維持・向上 (2) 町及び消防本部が行う防災対策への協力 (3) 消防活動 (4) 救助救急活動 (5) 避難活動 (6) 行方不明者の捜索 (7) 町及び消防本部が行う防災対策への協力

(3) 県

機関名	処理すべき事務又は業務
高知県	(1) 地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 (4) 自主防災組織の育成指導その他住民の災害対策の促進 (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (6) 防災に関する施設、設備の整備及び点検 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 市町村が実施すべき避難の指示及び避難場所の開設の代行 (9) 水防その他応急措置、市町村が実施すべき応急措置の代行 (10) 被災者の救助及び救護活動 (11) 緊急輸送の確保 (12) 食料、医薬品、その他物資の確保 (13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 (14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (15) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置 (16) 災害復旧・復興の実施

機関名	処理すべき事務又は業務
高知東警察署 (以下「警察署」という。)	(1) 災害警備計画 (2) 災害装備資機材の整備 (3) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言 (4) 防災知識の普及 (5) 災害情報の収集及び伝達 (6) 被災者の救出及び負傷者等の救護 (7) 行方不明者の調査 (8) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導 (9) 不法事案等の予防及び取締り (10) 被災地、避難場所、重要施設の警戒 (11) 避難路及び緊急交通路の確保 (12) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保 (13) 広報活動 (14) 遺体の見分・検視
高知県中央東土木事務所本山事務所 (以下「土木事務所」という。)	(1) 国道、県道の整備及び点検 (2) 河川、砂防えん堤、急傾斜地対策の整備及び点検 (3) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (4) 水防その他応急措置 (5) 道路啓開、緊急輸送の確保 (6) 災害復旧及び復興の実施

(4) 指定地方行政機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局四国警察支局	(1) 管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3) 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 (4) 警察通信の確保及び統制 (5) 管区内各県警察への気象警報等の伝達

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国財務局高知財務事務所	(1) 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 (2) 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 (3) 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 ①預貯金の払戻及び中途解約 ②手形交換、休日営業等の配慮 ③応急資金にかかる融資相談 ④保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 ⑤その他非常金融措置 (4) 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付け (5) 地方公共団体に対する短期資金の貸付け (6) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け
四国厚生支局	(1) 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局（高知農政事務所）	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 (5) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 (6) 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、日本政策金融公庫資金等の融資に関する指導 (7) 応急用食料・物資の供給に関する支援
四国森林管理局（嶺北森林管理署）	(1) 森林整備事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止等の治山事業の実施 (2) 保安林(国有林)の整備保全 (3) 災害応急対策用木材(国有林)の供給 (4) 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	(1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 (2) 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 (3) 災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等
中国四国産業保安監督部四国支部	(1) 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等 (2) 危険物等の保安の確保 (3) 鉱山における災害の防止 (4) 鉱山における災害時の応急対策
四国運輸局高知運輸支局	(1) 災害時における自動車による輸送のあっせん (2) 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達あっせん

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
高知地方気象台	(1) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達 (2) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 (3) 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 (4) 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
四国総合通信局	(1) 各種非常通信訓練の実施及びその指導 (2) 高知県非常通信協議会の育成指導 (3) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 (4) 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 (5) 災害時における通信機器の供給の確保
高知労働局	(1) 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 (2) 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 (3) 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 (4) 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導 (5) 労働条件の確保に向けた総合相談 (6) 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払 (7) 被災労働者に対する労災保険給付 (8) 労働保険料の納付に関する特例措置 (9) 雇用保険の失業認定に関すること (10) 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国地方整備局	(1) 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 (2) 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 (3) 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 (4) 直轄河川の水質事故対策、通報等 (5) 直轄ダムの放流等通知 (6) 港湾、海岸、空港の建設、改良による災害防止 (7) 港湾、海岸、空港の災害応急対策 (8) 港湾、海岸、空港の災害復旧事業及び排出油の防除 (9) 災害関連情報の伝達及び提供 (10) 防災知識の普及、啓発活動及び防災訓練の実施 (11) 公共土木施設の応急対策及び復旧、地域の復興等に関する応援及び支援 (12) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
四国地方整備局 （四国山地砂防 工事事務所吉野 川砂防出張所）	(1) 直轄河川、砂防、ダム等の施設の保全及びその災害復旧 (2) 直轄河川の水質事故対策、通報等 (3) 直轄ダムの放流等通知
中国四国防衛局	(1) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国四国地方環 境事務所	(1) 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 (3) 家庭動物の保護等に係る支援に関すること
国土地理院四国 地方測量部	(1) 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力の支援・協力 (2) 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力の支援・協力 (3) 地理情報システム活用の支援・協力の支援・協力 (4) 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施 (5) 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言 (6) 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

(5) 自衛隊

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第50普通科連隊	(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 (2) 県、市町村が実施する防災訓練への協力 (3) 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、給食、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去) (4) 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

(6) 指定公共機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
NTT西日本(株) (高知支店)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達
(株)NTTドコモ 四国 KDDI(株) (高松テクニカルセンター) ソフトバンクモバイル(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信設備の保全及びその災害復旧 (2) 災害非常通話の確保
日本郵政(株) (本山郵便局)	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (5) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 (6) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い (7) 通信病院の医療救護活動 (8) 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 (9) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
日本銀行	(1) 現金の確保及び決済機能の維持 (2) 金融機関の業務運営の確保 (3) 非常金融措置の実施

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本赤十字社 (高知県支部)	(1) 災害時における医療救護及び助産 (2) こころのケア (3) 死体の処理 (4) 血液製剤の確保及び供給の為の措置 (5) 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 (6) 被災者に対する救援物資の配布 (7) 義援金の募集受け付け (8) 防災ボランティア活動体制の整備
日本放送協会	(1) 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 (3) 生活情報、安否情報の提供 (4) 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
(独)水資源機構(池田総合管理 所早明浦ダム・高知分水管 理所)	(1) ダム放水訓練等の実施及び指導 (2) 災害時における施設の被害状況の調査 (3) 放水情報の発表及び伝票
電源開発(株)(高知 電力所早明浦事 務所)	(1) 発電施設の保全、保安 (2) 災害時における施設の被害状況の調査
四国電力(株) 四国電力送配電 (株)(田井サービ スセンター)	(1) 電力施設の保全、保安 (2) 電力の供給

(7) 指定地方公共機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)高知県エルピーガス協会	(1) ガス施設の保全、保安 (2) ガスの供給 (3) 避難所への支援
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさんテレビ(株) (株)エフエム高知	(1) 気象警報等の放送 (2) 災害時における広報活動 (3) 住民に対する防災知識の普及 (4) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 (5) 生活情報、安否情報の提供
(株)高知新聞社	(1) 住民に対する防災知識の普及 (2) 災害時における広報活動 (3) 災害時における生活情報、安否情報の提供
(一社)高知県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県医師会	(1) 災害時における救急医療活動 (2) 大規模災害時には、「高知県災害時医療救護計画」に基づき各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力による救急医療活動
(一社)高知県歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療救護活動 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づき各郡市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(公社)高知県薬剤師会	(1) 災害時における薬剤師の派遣 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づき各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(公社)高知県看護協会	(1) 災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策 (2) 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づき各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(一社)高知県建設業協会	(1) 災害時における公共土木施設及び公共施設等に関する応急対策業務への協力
(公財)高知県消防協会	(1) 防災・防火思想の普及 (2) 消防団員等の教養・訓練及び育成 (3) 要配慮者等の避難支援への協力
(社福)高知県社会福祉協議会	(1) 要配慮者等に関する地域の防災対策への協力 (2) 災害時における福祉施設の人材確保の協力 (3) 災害時におけるボランティア活動 (4) 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 (5) 高知県災害福祉支援ネットワーク会議事務局の運営

(8) その他公共的団体

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
高知県農業協同組合本山出張所	(1) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん (2) 農作物の震災応急対策の指導 (3) 共同利用施設の震災応急対策及び復旧 (4) 食料物資、救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん (5) 被害状況調査及び応急対策への協力
本山町森林組合	(1) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん (2) 被害状況調査及び応急対策への協力 (3) 風倒木、被害木、漂流木の処理
本山町商工会	(1) 被災組合員に対する融資又はそのあっせん (2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん (3) 被災会員の被害状況調査についての協力
高知県建設業協会嶺北支部	(1) 道路、橋梁の震災復旧体制検討への協力 (2) 救出活動等における重機、車両の協力 (3) 道路、橋梁等の震災復旧への協力 (4) 応急仮設住宅の建設等への協力
本山町社会福祉協議会	(1) 在宅要援護者対策 (2) 町が行う震災対策への協力 (3) 町災害ボランティアセンターの設置・運営 (4) 在宅要援護者の応急対策 (5) 被災者の保護及び救援物資の支給 (6) その他町が行う避難及び応急対策への協力 (7) 被災生活困窮者に対する生活福祉基金の融資
町立保育所、小学校、中学校	(1) 避難体制の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における児童・生徒の保護及び誘導 (3) 町が実施する震災応急対策への協力 (4) 避難所の管理・運営、炊き出し等への協力
要配慮者利用施設	(1) 避難体制の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導 (3) 町が実施する震災応急対策への協力 (4) 在宅要配慮者の緊急入所、炊き出し等への協力

## 第5節 住民及び事業者の責務

### 1 住民

- (1) 自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には要配慮者とともに早めに避難をするよう行動する。
- (2) 被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助、避難所運営への協力等、防災関係機関が行う防災活動への協力を努めるものとする。
- (3) 自主防災組織の活動に自主的に参加する。

### 2 事業者

事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐水化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直しなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。

- (1) 従業員や利用者等の安全確保
- (2) 二次災害の防止
- (3) 事業の継続
- (4) 地域への貢献及び地域との共生

## 内容

第1節 計画の趣旨	1
1 計画の目的	1
2 計画の構成	1
3 被害を最小化するために重点を置くべき事項	2
4 計画の修正	2
5 細部計画の策定	2
6 国・県の防災計画との関係	2
7 計画の習熟	2
第2節 本山町の特性	4
1 自然的条件	4
2 社会的条件	4
3 災害の特性	5
第3節 本山町防災会議	7
1 設置及び所掌事務	7
2 組織及び運営	7
第4節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	8
1 防災関係機関の責務	8
2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	9
第5節 住民及び事業者の責務	19
1 住民	19
2 事業者	19